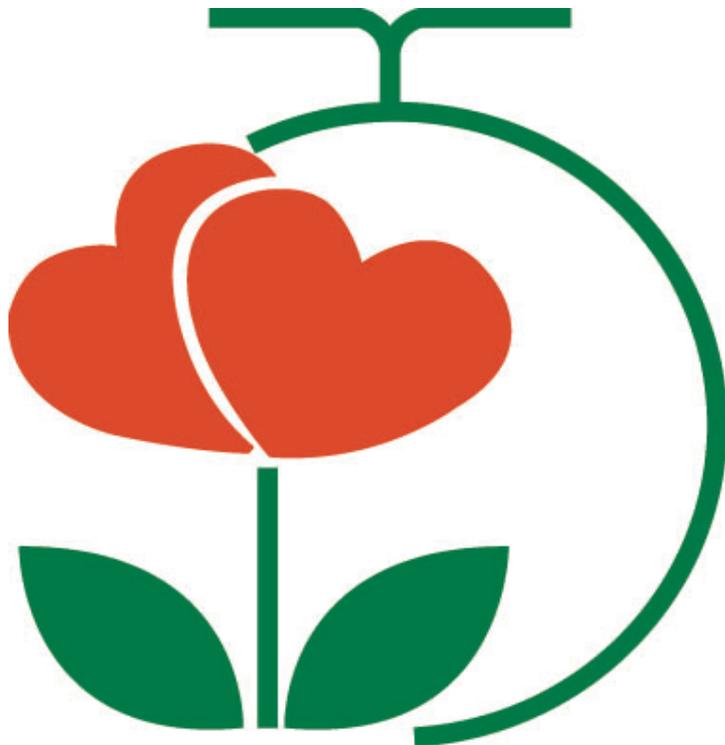


J Aそでうらのご案内

# ディスクロージャー誌

〈平成30年度末 事業概況〉



酒田市袖浦農業協同組合

## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aそでうらは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「J Aそでうらのご案内 ディスクロージャー誌 平成30年度末事業概況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月 酒田市袖浦農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## J Aのプロフィール

【平成31年3月末】

◇設	立	昭和23年7月
◇正 式 名 称		酒田市袖浦農業協同組合
◇本 店 所 在 地		酒田市坂野辺新田字葉萱 112
◇組 合 員 数		1,470人
◇出 資 金		4億3,049万円
◇役 員 数		14人
◇職 員 数		64人
◇総 資 産		105億3,453万円
◇単体自己資本比率		17.39%

## 目 次

1. 令和元年度 事業推進基本方針および重点実施施策について	4
2. 経営管理体制	5
3. 事業の概況（平成30年度）	5
4. 事業活動のトピックス	6
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献情報	6
7. リスク管理の状況	7
8. 自己資本の状況	10
9. 主な事業の内容	11
<b>【経営資料】</b>	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	13
2. 損益計算書	15
3. キャッシュ・フロー計算書	17
4. 注記表	19
5. 剰余金処分計算書	26
6. 部門別損益計算書	27
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	28
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29
2. 利益総括表	30
3. 資金運用収支の内訳	30
4. 受取・支払利息の増減額	30
III 事業の概況	
1. 信用事業取扱実績	31
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高および貸出金金利条件別内訳	
② 貸出金の担保別内訳	
③ 債務保証の担保別内訳	
④ 貸出金の用途別内訳	
⑤ 貸出金の業種別残高	
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑦ リスク管理債権の状況	
⑧ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	

(3) 内国為替取扱実績	
2. 共済事業取扱実績	35
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業	36
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 実験農場事業取扱実績	
(5) その他事業の取扱実績	
4. 営農指導事業	38
IV 経営諸指標	
1. 利益率	38
2. 貯貸率・貯証率	38
V 自己資本充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	39
2. 自己資本の充実度に関する事項	40
3. 信用リスクに関する事項	42
4. 信用リスク削減手法に関する事項	44
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	46
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	46
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	46
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	47
9. 金利リスクに関する事項	47
<b>【役員等の報酬体系】</b>	
1. 役員	50
2. 職員等	50
3. その他	50
<b>【JAの概要】</b>	
1. 機構図	51
2. 役員構成（役員一覧）	52
3. 組合員数	52
4. 組合員組織の状況	52
5. 特定信用事業代理業者の状況	52
6. 地区一覧	52
7. 沿革・あゆみ	52
8. 店舗等のご案内	53
金融商品の勧誘方針　サービス一覧表	53

## 1. 令和元年度 事業推進基本方針について

国内景気について政府はこれまで「緩やかに回復している」期間についても「戦後最長となった可能性がある」と報告しておりましたが、5月の内閣府報告では「悪化」となり、今後の米中ならびに日米貿易交渉やTPP11および日EU・EPAの発行に伴う農産物の国内需給や価格動向、消費増増税など地方経済や農業に大きなマイナス影響が懸念される状況となっています。

このような状況にあって地域農業にあっては生産者数と生産販売額の減少傾向が続く、またマイナス金利政策などによって金融収支が年々悪化していることなどから、農業者減少対策の実践と一層の健全経営の確立を課題とする「農業振興ならびに経営三か年計画」を策定いたしました。

その初年度となる令和元年度においては、特に機械作業と作業請負によるサトイモ栽培面積の拡大を目標とする省力化露地園芸農業の実践、水田農業では（農）そでうらファームによる請負作業の拡大とオペレーターを確保しての直接経営をスタートし、今後の労働力と担い手不足に備える取り組みを進めます。

経営管理においては、会計士監査に代えて農林中央金庫による監査代替的調査を受けることとし、またJAバンク基本方針に基づき内部監査体制や内部統制の充実などをはかり、さらにはJA合併など本組合の今後の在り方を検討いたします。

自己改革については、平成30年度で集中取り組み期間が経過したことから組合員の皆様には全組合員意識調査にあわせ報告し、座談会や青年部との意見交換会などでいただいた意見をもとに今後も継続して取り組んでまいります。

### 基本方針Ⅰ

**今後の地域農業を支える仕組みを整え、農業経営体の所得増大と農業生産の拡大をはかります。**

- 1 地域農業・農業経営体の状況に適した支援相談活動を行います。
- 2 地域農業資源を有効活用する農業経営の仕組みを構築します。
- 3 マーケットインの生産販売事業を強化します。

### 基本方針Ⅱ

**農業を起点とした地域活性化の取り組みと生活サポート事業を強化します。**

- 1 高齢者健康増進・管理活動に取り組みます。
- 2 地産地消の拡大により地域活性化をはかります。
- 3 地域の方々との交流活動を積極的に行います。

### 基本方針Ⅲ

**事業活動における組織力向上と内部管理体制を強化し健全経営に努めます。**

- 1 課題解決・目標達成などをすすめる業務管理を強化します。
- 2 内部監査体制の充実と内部統制・管理体制を強化いたします。
- 3 山形中央会によるJA合併あり方検討会に参加するなど今後の在り方を検討いたします。

## 2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員による総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年代表・女性代表の理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 3. 平成30年度 事業の概況

(総会資料抜粋)

平成30年度は営農振興並びに経営3か年計画の最終年度として「農業所得の増大」「農業生産の拡大」と「地域の活性化」を目標に自己改革に取り組みました。

水田農業については高温被害により、作況ではやや不良でありましたが管内の平均反収ではえぬきが7.1俵となるなど近年にない不作となりました。(農)そでうらファームでは31年春から耕起作業の引き受け、さらにはオペレーターを確保しての一部圃場の直接経営を行い、今後の労働力と担い手不足に備える取り組みを本格化することとしています。

園芸農業についても、春先の低温とその後の高温による生育障害によって収量が減少、秋以降においては総じて野菜などの価格が低迷し、販売額の前年対比で4千5百万円の減少となりました。

農業労働力の減少に向けた省力化露地園芸農業の確立を目的とした実験農業は、さといもなど一定の結果を確認したことから30年度で終了し、今後はさといも栽培における作業機械導入と本格的な農作業引き受けによる作付拡大を進めます。

高温被害の拡大に伴い酒田市やJAグループ山形の支援を受けてゼロ金利の特別対策資金の融資を行うなど、稲作・園芸ともに大変厳しい事態となりました。

生産資材については、コスト低減と農業所得増大に向けた方策としてJA全農と連携し共同購入メリットの強化、銘柄集約と予約積み上げによる化成肥料や農薬価格の引き下げ、ジェネリック農薬の推進を行うほか、予約奨励金や廃棄ビニールなどの助成措置の充実など自己改革の一環として取り組みました。また、担い手対策としてJAグループ山形の支援を受け新規就農者・担い手支援事業を実施しております。

自己改革の状況については全組合員意識調査において報告し、あわせて座談会や製塩太の意見交換会で意見をいただき今後の事業に反映することとしております。

収支については、低金利による金融収支の低迷や農協法改正に対応する事業体制の整備のため、30年度は販売手数料の見直し・引き上げを行うとともに平成31年3月には宮野浦支店を廃止し、その業務の本所統合を実施いたしました。

宮野浦支店の減損処理等をおこなうことから30年度収支計画において当期損失金の計上を計画しておりましたが、一部の土地や賃貸施設などの減損処理も併せて実施し、さらには要員構成の改善に備える対策を実施したことから、最終の当期未処理損失金は1億4千万円となりました。

今回の損失処理はこれからの経営改善につながるものであり、今後はより堅実な事業運営をはかってまいります。

#### 4. 事業活動のトピックス

(総会資料抜粋)

- 生産者大会において農業所得の増大を目標に次年度に向けたそでうら型の営農類型を提案しました。また、土地利用拡大と露地の活用を目的にさといもと赤カブの作付を呼びかけました。
- さといもではそでうらファームの協力により機械を取得し、農作業受委託で作業労力を補う取り組みを示し、新たな作付者を募集しました。
- 園芸連絡協議会では、7月に青果市場および花卉市場を招いて管内の主要な作物をい紹介する産地ツアーを開催しました。続く懇親会では、単品しか取引のなかった市場からもいろいろな品目にも興味を示していただき、新たな取引の可能性を拓くことができました。
- そでうらファームが地域水田の受け皿となり稲作分野の作業受託を開始することを生産者大会で案内し、春作業の募集を開始しました。
- 新規就農希望者を対象とした支援について説明会を開催しました。
- 天候不順により不作であった昨年以上に収量が減少しました。10aあたり平均反収がはえぬき 427kg（前年 507kg）、ひとめぼれ 444kg（前年 502kg）になりました。収量減の影響により県外取引先に玄米を十分な量供給することができませんでした。精米においてはふるさと納税のお返しの品において多くの支持があつまりました。一時はランキング全国1位になるなど袖浦のお米に人気が集まりました。
- 長ネギの7月どり作型およびさといも、生姜の栽培実証を行いました。さといもについては収量、品質ともに露地型品目として普及性が実証されたことにより、平成30年度をもって実験農場の取り組みを終了することといたしました。
- 水稻除草剤の大型規格担い手直送への取り組みを実施し、通常より約10%以上のコスト削減の実績を残すことができました。また、庄内ファームリサイクルセンターの低コスト堆肥を使用する生産者が年々増加し、前年比130%の取り扱い実績となりました。

#### 5. 農業振興活動

##### ◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・安全安心取り組み認証制度のもと、安全安心確保対策として生産工程管理・記帳運動、出荷前残留農薬分析および山形県版GAPの取り組みを引き続き行い、更なる安全安心の確保に取り組みました。

##### ◇遊休農地解消への取組

- ・遊休化しつつある水田を解消・整備するため関係者で検討しております。

##### ◇地産地消・食育の取り組み

- ・青年部では、学童水田事業に取り組み地元小学校（黒森小・十坂小・宮野浦小）の児童を対象にお米学習教室を継続実施しております。
- ・農産物直売所“いちご畑”運営のほか、地元店舗（生協）で袖浦産農産物の販売を行っています。

#### 6. 地域貢献情報

##### ◇社会貢献活動

- ・交通安全協会へカーブミラー寄贈

#### ◇地域貢献情報

- ・農村芝居 黒森歌舞伎の後援
- ・グラウンドゴルフ大会、ワナゲ大会の開催
- ・貸し農園の取り組み

#### ◇地域密着型金融への取り組み

- ・農業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑化）第6条に規定する必要な措置の確保
- ・農業者等の経営実態等を踏まえて適切に新規融資や貸付条件の変更等を行う取り組み
- ・農業者等の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援

## 7. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所企画管理部に2次審査部門を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については債権管理委員会を設置し、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の

健全性維持と収益強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、

安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム・法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 J A では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めております。

## ◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕 利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を順守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっていきます。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつと

して位置付け、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては信頼性向上に繋がる  
との観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともにコンプライアンスの推進を行う、本所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0234-92-4750（月～金 8時30分～5時））

##### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

##### ・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）、仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）にお申し出ください。なお、令和元年10月以降は山形県JAバンク相談所が全国に移管されますので、JAバンク相談所（03-6837-1359）にお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

◇現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

◇移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。

具体的内容は山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

##### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話：0120-159-700)

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター (電話：0570-078-325)

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター (電話：東京本部 03-3346-1756)

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity-resolution-lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 8. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は、**17.39%**となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

《普通出資による資本調達額》

項目	内容
発行主体	酒田市袖浦農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	430百万円(前年度427百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と

比較・対照し自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主な事業の内容

### ■ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等へも必要な資金を貸出して地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等への代理貸付、個人向けローンも取り扱っております。

P55 貸出商品一覧（種類、資金使途、融資金額、融資期間）
-------------------------------

#### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

### ■ 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

#### (1) 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。「JAバンクシステム」は

「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

- ①「破綻未然防止システム」の機能・・・「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。またJAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。
- ②「一体的な事業運営」の実施・・・良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

## (2)貯金保険制度

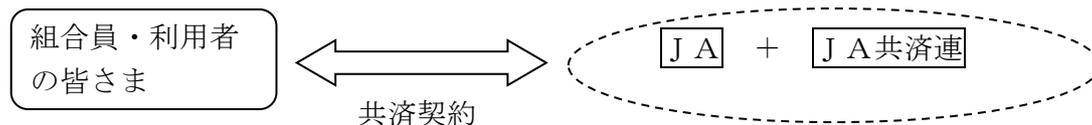
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

### ■ 共済事業

JA共済は、組合員はじめ地域の皆様の幸せを目指す農協の総合事業の一環として、生命保障と損害保障の両方を取り扱っております。組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障できますので、日常生活で必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

#### ◇ JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A共済の窓口です。

J A共済連 : J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

### ■ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。組合員の生産した農産物を共同販売しより有利な価格を実現しようとするのがJAの販売事業です。販売活動の過程で、需給調整や付加価値向上のため一定期間貯蔵や保管する場合があります。

### ■ 購買事業

組合員が農業生産に必要な生産資材や、地域住民の必要とする生活資材を有利（低価格・安全・良質）に供給する事業です。肥料・農薬・農業機械といった営農活動に必要な品目の供給と、食材から自動車などの耐久消費財、ガソリン・灯油など生活に必要な様々な品目の供給を行っています。

## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

【平成31年3月31日現在】

(単位：千円)

資産の部			
科 目	29 年度	30 年度	摘 要
1. 信用事業資産	8,173,782	8,282,125	
(1)現金	93,284	99,531	決算日現在の手持現金
(2)預金	5,927,984	5,956,139	農林中金、銀行等に預けている金額
系統預金	5,876,758	5,896,797	預金のうち農林中金に預けている額
系統外預金	51,226	59,342	預金のうち銀行等に預けている額
(3)貸出金	2,165,006	2,239,035	組合員等に貸し出している額
(4)その他の信用事業資産	9,360	8,304	
未収収益	2,593	2,888	決算期に当期の収益とする未収利息の額
その他の資産	6,767	5,416	信用事業に関する雑資産他
(5)貸倒引当金	△21,852	△20,884	貸倒による損失に備え、貸倒見込額として必要な額及び回収不能と見込まれる額を計上
2. 共済事業資産	51,963	25	
(1)その他共済事業資産	51,963	25	約款貸付金・付加収入
3. 経済事業資産	681,135	469,749	
(1)経済事業未収金	458,490	298,967	経済事業でまだ受け取っていない額
(2)経済受託債権	158,581	103,182	販売品の仮渡金や立替金の額
(3)棚卸資産	57,365	61,256	購買品等の在庫品の額
(4)その他の経済事業資産	9,806	12,311	決算期に当期の収益とする未収収益等の額
(5)貸倒引当金	△3,107	△5,967	貸倒による損失に備え、貸倒見込額として必要な額及び回収不能と見込まれる額を計上
4. 雑資産	29,468	36,112	
(1)未収金	11,281	19,134	各事業に直接関連しない未収金の額
(2)その他雑資産	18,187	16,978	
5. 固定資産	788,600	651,392	
(1)有形固定資産	780,027	645,566	
建物	1,069,415	874,188	建物の取得金額
機械装置	347,426	389,351	機械装置の取得金額
土地	385,207	332,265	事務所、倉庫等の土地の取得金額
構築物	132,203	123,283	構築物の取得価格
器具・備品、	120,675	114,984	器具備品の取得金額
車両運搬具	60,950	64,755	車両運搬具の取得価格
減価償却累計額	△1,335,849	△1,253,260	固定資産に対する毎年の償却を積み立てた累計額
(2)無形固定資産	8,573	5,826	プログラム開発費等
6. 外部出資	944,126	1,063,946	
系統出資	911,995	1,036,035	系統連合会への出資金
系統外出資	32,131	27,911	系統連合会以外への出資金
7. 繰延税金資産	21,898	31,176	課税所得のうち、税効果相当額
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>10,690,972</b>	<b>10,534,525</b>	

負債の部			
科 目	29 年度	30 年度	摘 要
1. 信用事業負債	8,779,733	8,902,947	
(1) 貯金	8,759,417	8,865,677	組合員等から預かっている額
(2) 借入金	524	0	農林中金等から借入している額
(3) その他の信用事業負債	19,792	37,270	
未払費用	11,849	10,192	貯金利息、借入金利息等未払利息等の額
その他の負債	7,943	27,078	信用事業に係る雑負債の額
2. 共済事業負債	110,638	125,499	
(1) 共済資金	29,658	93,924	共済掛金のうち猶予期間中で共済連に再共済している額
(2) 未経過共済付加収入	31,883	31,408	共済の付加収入のうち当年度に属さない額
(3) 共済借入金	49,097	0	共済約款貸付のため共済連から借入額、未払利息
(4) その他の共済事業負債	168	167	保険代理店
3. 経済事業負債	340,771	201,906	
(1) 経済事業未払金	281,842	147,154	購買品の仕入代金でまだ支払っていない額
(2) 経済受託債務	6,376	432	農産物等販売代金の未精算額
(3) その他の経済事業負債	52,553	54,320	未払費用等の経済事業負債の額
4. 雑負債	62,783	49,110	
(1) 未払法人税等	9,500	12,500	法人税・住民税・事業税等でまだ支払っていない額
(2) その他負債	53,283	36,610	各事業に直接関連しない未払金・仮受金の額
5. 諸引当金	82,838	116,878	
(1) 賞与引当金	10,770	11,477	賞与の次期支給見積額のうち当期の期間対応分
(2) 退職給付引当金	58,764	90,101	職員の退職金支払に備え「退職者給与規程」により計上
(3) 役員退職慰労引当金	13,304	15,300	役員の退任給与支払に備え役員退任給与引当規程の定めにより計上
6. 再評価に係る繰延税金負債	26,522	25,931	再評価差額に係る繰延税金負債の額
<b>負債の部合計</b>	<b>9,403,285</b>	<b>9,422,271</b>	
純資産の部			
1. 組合員資本	1,243,506	1,069,617	
(1) 出資金	427,203	430,494	組合員が J A に出資している額
(2) 利益剰余金	817,716	640,662	
利益準備金	484,000	489,000	経営安定のため法令で定められている準備金
その他利益剰余金	333,716	151,662	
経営安定対策積立金	96,000	102,000	固定資産の更新、処分、減損処理その他会計基準の適用等による費用の積立金
特別積立金	190,000	190,000	剰余金の中から今後の経営安定のために積立している額
当期末処分剰余金	47,716	△140,338	前年度繰越剰余金を合わせた当期の未処分剰余金
(うち当期剰余金)	19,386	△170,083	当期利益剰余金
(3) 処分未済持分	△1,413	△1,539	任意脱退者からの持ち分買入れ額
2. 土地再評価差額金	44,181	42,637	土地の再評価による差額金 (繰延税金負債を除く)
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,287,687</b>	<b>1,112,254</b>	
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>10,690,972</b>	<b>10,534,525</b>	

## 2. 損益計算書

【事業期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日】

(単位：千円)

科目	29年度	30年度	摘要
<b>1. 事業総利益</b>	<b>472,575</b>	<b>458,608</b>	
(1) 信用事業収益	87,929	89,782	
資金運用収益	74,074	82,316	
(うち預金利息)	(24,821)	(34,164)	農林中金に預けた預金の利息
(うち貸出金利息)	(45,045)	(44,333)	貸付金に対する受取利息
(うちその他受入利息)	(4,208)	(3,819)	
役務取引等収益	5,096	5,188	為替送金等の受取手数料
その他経常収益	8,759	2,278	信用事業に係るその他収益
(2) 信用事業費用	17,904	14,104	
資金調達費用	10,419	8,626	
(うち貯金利息)	(10,249)	(8,541)	預かった貯金に対する支払利息
(うち給付補填備金繰入)	(24)	(29)	積金に対する支払利息
(うちその他支払利息)	(146)	(56)	借入金に対するその他支払利息
役務取引等費用	1,741	1,766	為替送金等の支払手数料
その他経常費用	5,744	3,712	貯金推進等に使った費用
(うち貸倒引当金繰入額)	(215)	(△967)	貸倒により損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
<b>信用事業総利益</b>	<b>70,025</b>	<b>75,678</b>	
(3) 共済事業収益	92,842	89,841	
共済付加収入	85,618	84,089	共済の事務手数料
共済貸付金利息	1,234	497	共済貸付金の受取利息
その他の収益	5,990	5,255	推進保全の事務手数料や共済連の奨励金
(4) 共済事業費用	3,242	2,533	
共済借入金利息	1,242	478	共済借入金の支払利息
共済推進費	435	382	共済契約の推進のための費用
その他の費用	1,565	1,673	共済推進等に使った費用
<b>共済事業総利益</b>	<b>89,600</b>	<b>87,308</b>	
(5) 購買事業収益	1,467,489	1,320,764	
購買品供給高	1,429,766	1,283,573	買取購買品の供給額
修理サービス料	23,405	23,680	車輛農機の受取修理料の額
その他の収益	14,318	13,511	
(6) 購買事業費用	1,254,610	1,133,557	
購買品供給原価	1,215,562	1,090,688	買取購買品の供給原価
購買品供給費	26,938	28,218	購買品の配達運賃等供給に係る額
その他の費用	12,110	14,651	購買品の取扱にかかる諸経費等
(うち貸倒引当金戻入益)	(726)	(2,860)	貸倒により損失に備えた戻入のうち前期からの追加額
<b>購買事業総利益</b>	<b>212,879</b>	<b>187,207</b>	
(7) 販売事業収益	50,903	64,903	
販売手数料	36,318	51,214	青果物等の受託販売品の手数料
その他の収益	14,585	13,689	販売品にかかる雑収入等
(8) 販売事業費用	486	751	
<b>販売事業総利益</b>	<b>50,417</b>	<b>64,152</b>	
(9) 保管事業収益	27,232	22,054	米の保管料、荷役料等の額
(10) 保管事業費用	4,143	3,574	倉庫労務費等の額
<b>保管事業総利益</b>	<b>23,089</b>	<b>18,480</b>	
(11) 加工事業収益	3,373	3,199	加工事業にかかる収益の額
(12) 加工事業費用	4	0	加工事業にかかる費用の額
<b>加工事業総利益</b>	<b>3,369</b>	<b>3,199</b>	
(13) 農地利用集積円滑化事業収益	3,468	3,391	農地の集積に係る収益の額
(14) 農地利用集積円滑化事業費用	3,391	3,238	農地の集積に係る費用の額
<b>農地利用集積円滑化事業総利益</b>	<b>77</b>	<b>153</b>	
(15) 農産物直売所事業収益	24,133	24,189	産直「いちご畑」に係る収益の額
(16) 農産物直売所事業費用	2,749	2,897	産直「いちご畑」に係る費用の額

<b>農産物直売所事業総利益</b>	<b>22,384</b>	<b>21,292</b>	
(17) 実験農場事業収益	8,487	3,955	農場運営に係る収益の額
(18) 実験農場事業費用	7,232	2,812	農場運営に係る費用の額
<b>実験農場事業総利益</b>	<b>1,255</b>	<b>1,143</b>	
(19) 指導事業収入	7,244	7,449	営農指導事業に係る収入の額
(20) 指導事業支出	7,764	7,453	営農指導事業に係る支出の額
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△520</b>	<b>△4</b>	
<b>2. 事業管理費</b>	<b>450,997</b>	<b>474,578</b>	
(1) 人件費	324,334	348,193	役員報酬、職員給与、福利厚生費等の額
(2) 業務費	43,260	40,922	会議費、通信費、印刷消耗品費、旅費等
(3) 諸税負担金	14,195	14,312	租税公課、支払賦課金、分担金
(4) 施設費	67,514	69,270	減価償却費、保守修繕費、水道光熱費、車輛費等
(5) その他費用	1,694	1,881	事業に直接関係しないその他費用
<b>事業利益</b>	<b>21,578</b>	<b>△15,970</b>	
<b>3. 事業外収益</b>	<b>27,888</b>	<b>36,742</b>	
(1) 受取雑利息	82	280	信用・共済事業に係わる利息以外の利息の額
(2) 受取出資配当金	9,947	9,814	外部出資に対する配当金
(3) 賃貸料	15,492	21,640	建物等施設の賃貸料
(4) 雑収入	2,367	5,008	事業外収益のうち他の科目に属さない収入
<b>4. 事業外費用</b>	<b>14,839</b>	<b>15,280</b>	
(1) 寄付金	188	235	諸団体への寄付金の額
(2) 雑損失	4,071	2,781	事業外費用のうち、他の科目に属さない費用
(3) 貸与資産償却費用	10,580	12,264	賃貸している建物等施設の当期償却費
<b>経常利益</b>	<b>34,627</b>	<b>5,492</b>	
<b>5. 特別利益</b>	<b>0</b>	<b>2,273</b>	
(1) 外部出資譲渡益	0	2,273	外部出資の売却益
<b>6. 特別損失</b>	<b>1,083</b>	<b>177,506</b>	
(1) 固定資産処分損	0	712	固定資産を処分した費用
(2) 固定資産圧縮損	0	1,012	固定資産を圧縮した費用
(3) 減損損失	1,083	175,782	土地、建物の減損の額
<b>税引前当期利益</b>	<b>33,544</b>	<b>△169,740</b>	
法人税、住民税及び事業税	9,401	10,212	法人税、住民税、事業税の支払額
過年度法人税等調整額	10,856		過年度分
法人税等調整額	△6,099	△9,869	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の期首と期末との差額
<b>法人税等合計額</b>	<b>14,158</b>	<b>343</b>	
<b>当期剰余金（当期損失）</b>	<b>19,386</b>	<b>△170,083</b>	当期の利益（損失）に相当する額
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>27,546</b>	<b>28,200</b>	前期からの繰り越した剰余金の額
<b>再評価差額金取崩額</b>	<b>784</b>	<b>1,545</b>	当期に取り崩した土地の再評価による差額金の額
<b>当期末処分剰余金 （当期末処理損失金）</b>	<b>47,716</b>	<b>△140,338</b>	当期の未処分剰余金（未処理損失金）の額

### 第3 キャッシュ・フロー計算書(間接法)

平成 30 年度

〔平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで〕

(単位:千円)

科目	金額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	-169,740
減価償却費	28,070
減損損失	175,782
貸倒引当金の増加額	1,893
賞与引当金の増加額	707
退職給付引当金の増加額	33,332
その他引当金の増加額	0
信用事業資金運用収益	-44,884
信用事業資金調達費用	8,626
共済貸付金利息	-497
共済借入金利息	478
受取雑利息及び受取出資配当金	-10,094
支払雑利息	0
為替差損益	0
有価証券関係損益	0
外部出資関係損益	0
固定資産売却損益	712
資産除去債務にかかる増加額	0
圧縮損計上以外一般補助金	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	
貸出金の純増減	-74,029
預金の純増減	0
貯金の純増減	106,094
信用事業借入金の純増減	-524
その他の信用事業資産の純増減	1,351
その他の信用事業負債の純増減	16,147
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	
共済貸付金の純増減	48,568
共済借入金の純増減	-48,568
共済資金の純増減	64,266
未経過共済付加収入の純増減	-307
その他共済事業負債の増減	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	
受取手形及び経済事業未収金の純増減	159,523
経済受託債権の純増減	55,399
棚卸資産の純増減	-3,891
支払手形及び経済事業未払金の純増減	-134,689
経済受託債務の純増減	2,311
その他経済事業資産の増減	8
その他経済事業負債の増減	0
(その他の資産及び負債の増減)	
その他の資産の純増減	-7,525
その他の負債の純増減	-17,056
未払消費税等の増減額	0
信用事業資金運用による収入	44,732
信用事業資金調達による支出	-8,616
共済貸付金利息による収入	1,006
共済借入金利息による支出	-1,007
事業分量配当金の支払額	0
小 計	227,580

雑利息及び出資配当金の受取額	10,094
雑利息の支払額	0
法人税等の支払額	-7,212
事業活動によるキャッシュ・フロー	230,462
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-8,515
有価証券の売却・償還による収入	0
補助金の受入れによる収入	0
固定資産の取得による支出	-77,278
固定資産の売却による収入	112,226
有形固定資産の除去による支出	0
外部出資による支出	-124,220
外部出資の売却等による収入	4,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	-93,384
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
設備借入れによる収入	0
設備借入金の返済による支出	0
出資の受入による収入	-4,803
出資の払戻しによる支出	1,512
回転出資金の受入による収入	0
回転出資金の払戻しによる支出	0
持分の取得による支出	1,539
持分の譲渡による収入	-1,413
出資配当金の支払額	0
その他財務活動による資本の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-3,165
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	-64,419
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,018,521
7 現金及び現金同等物の期末残高	954,102

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲  
 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
 現金及び預金勘定  
 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金  
 現金及び現金同等物

## 4. 注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券 ・ 時価のないもの : 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（店舗在庫） 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### ② 無形固定資産

定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金の計上基準（農協法第11条の34 第1項に規定する価格変動準備金）の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引き当て基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### (5) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、該当しない欄は、「-」で表示しています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 545,080 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 294,119 千円 機械装置 207,536 千円 その他の償却資産 43,425 千円

### (2) 担保に供している資産

定期預金のうち、1,000,000 千円を J A 銀行相互援助制度のための担保に、600,000 千円を為替決済の担保に、それぞれ供しています。

### (3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 73,552 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

### (4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は 74,055 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額の合計は 74,055 千円です。

### (5) 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

② 再評価を行った土地の当期末における時価合計額が再評価後の帳簿価額合計額を下回る金額はありません。

③ 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行つて算出しました。

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損会計に関する注記

グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業用資産は管理会計の単位としている JA 事業会計を基準に、本所・CE 施設等、農業生産関連施設については JA 全体の共有資産、支店については一般資産としています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、施設単位でグルーピングしています。

(2) 減損損失を認識した資産または資産グループについて、その用途、種類、場所などの概要、当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

施設	用途	種類	
宮野浦支店	信用事業店舗	建物、付属設備、構築物、機械装置、器具備品、土地	
Aコープにしき町店	賃貸資産	建物、付属設備、構築物、機械装置、土地	

場所	用途	種類	その他
酒田市宮野浦出羽台 158	遊休資産	土地	業務外固定資産
酒田市宮野浦飯森山西 6-2	遊休資産	土地	業務外固定資産

(3) 減損損失の認識に至った経緯

- ①信用事業店舗については事業廃止を行ったため、減価償却資産については帳簿価格、土地については処分可能額を上回る差額を減損損失としております。
- ②賃貸資産については利益状況や地価の著しい下落による減損の兆候が認められ回収可能額が帳簿価格を下回ったため、その差額を減損損失としております。
- ③遊休資産については早期処分対象であることから、処分可能額を上回る差額を減損損失としております。

(4) 減損損失の金額について、特別損0失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

	総額	土地	建物	構築物ほか
宮野浦支店	23,001	5,220	16,489	1,292
Aコープにしき町店	139,019	33,960	89,279	15,780
酒田市宮野浦出羽台 158	8,883	8,883	-	-
酒田市宮野浦飯森山西 6-2	4,879	4,879	-	-
合計	175,782	52,942	105,768	17,072

(5) 回収可能額の算定方法

正味売却価額により評価しておりますが、施設の老朽化等現状を考慮し、土地を除きその時価額はないものとしております。

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し支店との連携を図りながら、

与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券の有価証券に分類している債権、貸出金、貯金、借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が856千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行額についても含めて計算しています。

## ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	5,956,139	5,955,733	406
貸出金	2,239,035	-	-
貸倒引当金(*1)	△20,884	-	-
貸倒引当金控除後	2,218,151	2,262,196	△44,045
経済事業未収金	298,967	-	-
貸倒引当金(*2)	△5,967	-	-
貸倒引当金控除後	293,000	293,000	-
経済受託債権	103,182	103,182	-
資産計	8,570,472	8,614,111	△43,640
貯金	8,865,677	8,874,156	△8,479
経済事業未払金	147,154	147,154	-
負債計	9,012,831	9,021,310	△8,479

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金および経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## ②金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ニ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ロ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

## ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	1,063,946
合計	1,063,946

(\*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## ④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,956,139	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	558,305	230,232	211,511	173,898	131,829	891,590
経済事業未収金(*3)	293,919	-	-	-	-	-
合計	6,808,363	230,232	211,511	173,898	131,829	891,590

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 214,363 千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 28,275 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 1,083 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	7,365,147	683,106	638,201	79,874	98,989	360
合計	7,365,147	683,106	638,201	79,874	98,989	360

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 退職給付に関する注記

## (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	58,763 千円
退職給付費用	45,759 千円
退職給付の支払額	△ 3,869 千円
特定退職共済制度への拠出額	△10,552 千円
期末における退職給付引当金	90,101 千円

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	288,281 千円
特定退職共済制度	△198,180 千円
退職給付引当金	90,101 千円

## (4) 退職給付に関する損益

勤務費用	45,759 千円
退職給付費用	45,759 千円

## (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,865 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、50,289 千円となっています。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金超過額	24,922 千円
個別貸倒引当金超過額	4,426 千円
賞与引当金	3,174 千円
役員退職慰労引当金	4,232 千円
減損損失（償却資産）	33,978 千円
減損損失（土地）	14,053 千円
未収収益等の収益未計上否認額	1,374 千円
営農改善上否認額	175 千円
未払事業税	470 千円
繰延税金資産小計	86,804 千円
評価性引当額	△55,574 千円
繰延税金資産合計（A）	31,230 千円

#### 繰延税金負債

全農合併交付金	△54 千円
繰延税金負債合計（B）	△54 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	31,176 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率は、税引前当期損失のため注記を省略しています。

### (3) 追加情報

「税効果会計にかかる会計基準の一部改正」（企業会計基準大 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）等を当該事業年度から適用しています。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、酒田市において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
98,329	96,510

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目		29年度	30年度
1. 当期末処分剰余金（当期末処理損失金）		47,716	△140,338
	当期剰余金	19,386	△170,083
	再評価差額取崩額	784	1,545
	当期首繰越剰余金	27,546	28,200
2. 経営安定対策積立金取崩額		-	42,000
3. 特別積立金取崩額		-	98,338
4. 剰余金処分額		19,516	-
	(1)利益準備金	5,000	-
	(2)特別積立金	0	-
	(3)任意積立金（経営安定対策積立金）	6,000	-
	(4)出資配当	8,516	-
5. 次期繰越剰余金（次期繰越損失金）		28,200	0

注1 任意積立金の経営安定対策積立金（目的積立金）の積立目的、積立目標額、取崩基準は以下のとおりです。

- ・名 称 経営安定対策積立金
- ・積立目的 経営基盤に影響を与える将来的なリスクの発生に備えることを目的とする。
- ・積立目標額 120,000,000円（取崩し後残高 60,000千円）
- ・取崩基準 次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。
  - ①会計基準変更等により多額の損失が生じたとき。
  - ②固定資産の更新、処分、減損損失により多額の損失が生じたとき。
  - ③農林年金制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じたとき。

## 6. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,629,528	89,783	89,842	1,022,972	416,091	10,840	
事業費用 ②	1,170,920	14,104	2,533	809,564	334,027	10,692	
事業総利益③ (①-②)	458,608	75,679	87,309	213,408	82,064	148	
事業管理費 ④	474,578	83,028	63,932	206,292	87,495	33,831	
（うち減価償却費⑤）	(28,069)	(3,323)	(862)	(18,805)	(4,465)	(614)	
（うち人件費 ⑤'）	(348,193)	(52,185)	(54,541)	(146,678)	(65,486)	(29,298)	
うち共通管理費⑥		16,417	11,748	40,570	16,325	3,204	△88,264
（うち減価償却費⑦）		(997)	(713)	(2,463)	(991)	(614)	(△5,359)
事業利益 ⑧ (③-④)	△15,970	△7,349	23,377	7,116	△5,431	△33,683	
事業外収益 ⑨	36,742	8,651	8,787	13,025	5,266	1,013	
うち共通分 ⑩		(5,186)	(3,712)	(12,820)	(5,159)	(1,012)	(△27,890)
事業外費用 ⑪	15,280	2,840	2,034	7,025	2,826	555	
うち共通分 ⑫		(2,840)	(2,034)	(7,025)	(2,826)	(555)	(△15,280)
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	5,492	△1,538	30,130	13,116	△2,991	△33,225	
特別利益 ⑭	2,274	423	303	1,045	420	83	
うち共通分 ⑮		(423)	(303)	(1,045)	(420)	(83)	(△2,274)
特別損失 ⑯	177,506	32,678	23,397	82,538	32,511	6,381	
うち共通分 ⑰		(32,678)	(23,397)	(80,797)	(32,511)	(6,381)	(△175,764)
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	△169,740	△33,793	7,036	△68,378	△35,082	△39,523	
営農指導事業分配賦額⑲		5,245	5,739	19,636	8,903	△39,523	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	△169,740	△39,038	1,297	△88,014	△43,985		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

- 共通管理費（人頭割＋共通管理費配布前の人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値
- 事業外収益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ
- 事業外費用の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ
- 特別利益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ
- 特別損失の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

(2) 営農指導事業 均等割（50％）＋事業総利益割（50％）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 活 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	18.60	13.31	50.10	14.36	3.63	100.00
営 農 指 導 事 業	13.26	14.52	54.07	18.15		100.00

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 活 事 業	営農指導 事 業	共 通 資 産
事業別の 総資産	10,534,525	8,282,125	25	499,662	6,199	0	1,746,514
※総資産 (うち固定資産)	10,534,525 (651,392)	8,606,977 (101,932)	232,486 (68,411)	1,374,066 (374,461)	256,998 (86,119)	63,998 (19,469)	

※下段の総資産は共通資産配分後であります。

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法 施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年7月23日  
酒田市袖浦農業協同組合  
代表理事組合長 五十嵐良弥

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益（事業収益）	1,599	1,599	1,611	1,774	1,630
信用事業収益	97	96	90	88	90
共済事業収益	90	94	93	93	90
農業関連事業収益	1,000	996	1,040	1,194	1,023
その他事業収益	412	413	388	399	427
経常利益	34	43	32	35	5
当期剰余金（当期損失）	23	22	21	19	△170
出資金 （出資口数）	422 140,817	424 141,413	426 142,051	427 142,401	430 143,498
純資産額	1,244	1,261	1,273	1,288	1,112
総資産額	9,895	9,907	10,298	10,691	10,535
貯金等残高	8,116	8,061	8,531	8,759	8,866
貸出金残高	2,291	2,096	2,045	2,165	2,239
剰余金配当金額	24	24	19	20	0
出資配当額	8	8	8	9	-
利益準備金	5	5	5	5	-
特別積立金	5	5	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
任意積立金	6	6	6	6	-
職員数	63	65	65	67	64
単体自己資本比率	27.28%	26.53	21.89	20.38	17.39

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	29年度	30年度	増 減
資金運用収支	64	74	10
役務取引等収支	3	3	0
その他信用事業収支	3	△1	△4
信用事業粗利益	70	76	6
事業粗利益	453	459	6

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	29年度			30年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	7,955	70	0.88	8,237	79	0.96
うち預金	5,755	25	0.43	5,912	34	0.58
うち貸出金	2,200	45	2.05	2,325	45	1.92
資金調達勘定	8,630	10	0.11	8,870	9	0.10
うち貯金・定期積金	8,629	10	0.11	8,870	9	0.10
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1	0	-	0	0	-
総資金利ざや	-	-	0.77	-	-	0.86

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経费率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの事業利用分量配当金、各種奨励金等が含まれています。

3. \*経费率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

\*信用部門の事業管理費は、部門別損益計算書における共通管理費配賦前の数値による。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	29年度増減額	30年度増減額
受 取 利 息	△9	9
うち預金	△7	△5
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△2	0
支 払 利 息	△1	△1
うち貯金・定期積金	△1	△1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差 引	△8	8

(注) 1. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、各種奨励金等が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
流動性貯金	3,226(37.3)	3,358(37.8)	132
当座貯金	0(0.0)	0(0.0)	0
普通貯金	3,219(99.8)	3,351(99.7)	132
貯蓄貯金	5(0.1)	2(0.0)	△3
通知貯金	0(0.0)	4(0.1)	4
定期性貯金	5,399(62.5)	5,502(62.0)	103
定期貯金	5,323(98.5)	5,425(98.5)	102
うち固定自由金利定期	5,323(99.9)	5,425(99.9)	102
うち変動自由金利定期	0(0.0)	1(0.0)	1
定期積金	76(1.4)	77(1.4)	1
その他の貯金	3(0.0)	1(0.0)	△2
合 計	8,628(100.0)	8,862(100.0)	234
財形貯蓄	16	17	1

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比。「うち固定自由金利定期」、「うち変動自由金利定期」は定期貯金内の構成比。

###### ② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
定期貯金	5,525(100.0)	5,183(100.0)	△342
うち固定金利定期	5,525(100.0)	5,183(100.0)	△342
うち変動金利定期	0(0.0)	0(0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. ( ) 内は構成比です。

3. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高および貸出金条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
手形貸付	54(2.4)	52(2.2)	△2
証書貸付	1,691(76.9)	1,812(77.9)	121
当座貸越	205(9.3)	211(9.1)	6
金融機関貸付	248(11.2)	246(10.6)	△2
合 計	2,199(100.0)	2,323(100.0)	124
うち固定金利貸出	1,264(57.5)	1,310(56.3)	46
うち変動金利貸出	702(31.9)	779(33.5)	77
うちその他	232(10.5)	234(10.0)	2

(注) ( ) 内は構成比です。「うちその他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの。

② 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
貯金・定期積金等	61	58	△3
有価証券	0	0	0
動 産・不動産	0	0	0
その他担保物	10	13	3
計	71	71	0
保 証	1,152	1,241	89
農業信用基金協会保証	1,068	1,105	37
県保証センター	0	0	0
信 用	940	926	△14
合 計	2,165	2,239	74

③ 債務保証の担保別内訳残高

債務保証は行っておりません。

④ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増 減
近代化資金	0(0.0)	0(0.0)	0
その他制度資金	0(0.0)	0(0.0)	0
農業設備資金	148(6.8)	197(8.8)	49
農業運転資金	221(10.2)	240(10.7)	19
事業設備資金	18(0.8)	15(0.6)	△3
事業運転資金	923(42.6)	918(41.0)	△5
住宅関連資金	695(32.1)	705(31.5)	10
生活関連資金	147(6.8)	152(6.8)	5
その他	10(0.4)	8(0.3)	△2
合計	2,165(100.0)	2,239(100.0)	74

⑤ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増 減
農 業	670(30.9)	703(31.4)	33
林 業	0(0.0)	0(0.0)	0
水 産 業	0(0.0)	0(0.0)	0
製 造 業	53(2.4)	51(2.2)	△2
鉱 業	0(0.0)	3(0.1)	3
建 設	96(4.4)	92(4.1)	△4
不 動 産 業	10(0.4)	7(0.3)	△3
電気・ガス・熱供給・水道業	2(0.1)	0(0.0)	0
運輸・通信業	67(3.0)	63(2.8)	△4
卸売・小売・飲食業	17(0.8)	14(0.6)	△3
サービス業	194(8.9)	197(8.8)	3
金融・保険業	248(11.4)	131(5.8)	△117
地方公共団体	591(27.3)	662(29.5)	71
その他(うち個人)	126(5.8)	177(7.9)	51
その他(うち法人)	85(3.9)	133(5.9)	48
合 計	2,165(100.0)	2,239(100.0)	74

(注) ( ) 内は構成比です。

## ⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

### (a) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
農 業	368	410	42
穀 作	26	33	7
野菜・園芸	227	229	2
果樹・樹園農業	10	14	4
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	0	0	0
養鶏・養卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
その他農業	106	134	28
農業関連団体等	0	0	0
合 計	368	410	42

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。
- 「(1) 営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の農業の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

### (b) 資金種類別

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
プロパー資金	361	402	41
農業制度資金	8	7	△1
農業近代化資金	0	0	0
その他制度資金	8	7	△1
合 計	368	410	42

注1. プロパー資金とは当組合原資の資金を融資しているもののうち制度資金以外のものをいいます。

- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
- その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## ⑦ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	増 減
破綻先債権額	0	0	0
延滞債権額	54,182	74,055	19,873
3ヵ月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
合 計	54,182	74,055	19,873

- (注) 1. 破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。 2. 延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。 3. 3ヵ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。 4. 貸出条件緩和債権：債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑧ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分	債権額		保全額					
			担保・保証		引当		合計	
年度別	h 29	h 30	h 29	h 30	h 29	h 30	h 29	h 30
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40,382	46,681	25,635	32,999	14,747	13,681	40,382	46,681
危険債権	13,800	27,374	13,800	27,374	0	0	13,800	27,374
要管理債権	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	54,182	74,055	39,435	60,374	14,747	3,681	54,182	74,055
正常債権	2,112,777	2,166,844						
合計	2,166,959	2,240,899						

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。 2. 危険債権：経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権。 3. 要管理債権：3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権。 4. 正常債権：上記以外の債権

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	8.2	9.1	0	8.2	9.1	9.1	8.5	0	9.1	8.5
個別貸倒引当金	15.8	15.8	0	15.8	15.8	15.8	18.3	0	15.8	18.3
合計	24.0	24.9	0	14.0	24.9	24.9	26.8	0	24.9	26.8

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	29年度	30年度
貸出金償却額	0	0

**(3) 内国為替取扱実績**

(単位：件、千円)

種 類		29年度		30年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	2,912	12,995	2,994	13,105
	金 額	2,367,557	1,906,097	2,491,262	2,135,986
代金取立為替	件 数	1	-	2	-
	金 額	3,000	-	3,005	-
雑 為 替	件 数	142	15	113	18
	金 額	29,198	104	28,809	157
合 計	件 数	3,055	13,010	3,109	13,123
	金 額	2,399,755	1,906,201	2,523,076	2,136,143

**(4) 有価証券に関する指標**

該当する取引はありません。

**2. 共済取扱実績****(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高**

(単位：千円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	206,082	10,072,716	266,256	9,907,929
	定期生命共済	-	52,000	-	44,000
	養老生命共済	179,000	8,508,878	176,900	7,674,276
	うちこども共済	38,500	2,080,000	55,500	2,001,000
	医療共済	2,000	209,900	-	178,900
	がん共済	-	21,500	-	20,500
	定期医療共済	-	233,500	-	214,500
	介護共済	-	133,858	35,009	168,867
建物更生共済	5,091,540	20,750,060	4,141,120	20,507,030	
合 計	5,478,622	39,982,412	4,619,285	38,716,002	

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む））を表示しています。

**(2) 医療系共済の入院共済金額保有高**

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	209	6,164	207	6,185
がん共済	30	664	58	712
定期医療共済	-	385	-	355
合 計	239	7,213	265	7,252

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

**(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高**

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	6,300	252,006	37,501	289,507
生活障害共済（一時金型）	-	-	5,900	5,900
生活障害共済（定期年金型）	-	-	1,400	1,400

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活傷害共済または生活障害年金額を表示しています。

#### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	18,776	128,419	29,029	143,511
年金開始後	-	92,272	-	101,284
合 計	18,776	220,691	29,029	244,795

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

#### (5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	3,591,270	5,735	3,263,470	4,301
自動車共済		80,688		78,328
傷害共済	11,116,500	4,025	9,775,500	3,952
賠償責任共済		137		171
自賠責共済		11,837		11,941
合 計		102,422		98,693

(注) 金額は保障金額を表示しています。ただし、自動車、賠償責任、自賠責共済は掛金総額です。

### 3. 農業関連事業取扱実績

#### (1) 購買事業

(単位：千円、%)

種 類	供給高		前年比	
	29年度	30年度		
生産資材	肥 料	112,902	113,781	100.8
	農 薬	89,605	84,067	93.8
	生 産	35,452	36,024	101.6
	種 苗	104,523	105,085	100.5
	農 具	7,347	6,314	85.9
	施 設	248,707	123,315	49.6
	出荷資材	84,601	83,233	98.4
計	683,137	551,819	80.8	
農機車輛	大型農機	28,220	29,669	105.1
	小型農機	14,545	13,430	92.3
	車 輛	39,899	53,850	135.0
	自動車部品	17,172	17,807	103.7
	農機部品	7,772	6,337	81.5
	外 注	16,587	14,295	86.2
計	124,195	135,295	109.0	
燃 料	揮発油	77,597	82,642	106.5
	灯 油	81,041	69,672	86.0
	重・軽油	53,639	57,783	107.7
	オイルほか	9,576	8,160	85.2
	プロパン	33,065	32,548	98.4
	器 具	2,893	3,377	116.7
計	257,811	254,182	98.6	

生活	冠婚葬祭	23,747	30,092	126.7
	組織購買耐久	6,113	4,422	72.3
	住宅関連	565	5,225	924.8
計		30,425	39,739	130.6
園特	米	139,720	117,794	84.3
	青果物	190,982	181,005	94.8
	軽飲食	3,496	3,646	104.3
計		334,198	302,445	90.5
合計		1,429,766	1,285,573	89.8

## (2) 販売事業

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
出荷契約米	258,980	7,552	318,151	11,796
くず米	8,339	509	12,720	960
加工用米	48,250	1,303	60,798	1,641
大豆	201	5	181	5
そば	493	13	105	3
果蔬菜	751,761	15,035	710,344	21,310
果樹	34,226	684	37,353	1,121
花き	368,038	7,361	361,792	10,854
市場外販売	-	3,856	-	3,524
合計	1,470,288	36,318	1,501,444	51,214

## (3) 保管事業

(単位：千円)

項 目		29年度	30年度
収益	保管料	5,977	4,790
	荷役料	2,742	2,366
	その他	18,513	14,898
	計	27,232	22,054
費用	倉庫労務費	3,629	3,101
	その他の費用	514	473
	計	4,143	3,574
差引		23,089	18,480

## (4) 実験農場事業

(単位：千円)

項 目		29年度	30年度
収益	販売高	5,290	1,171
	雑収入	3,197	2,784
	計	8,487	3,955
費用	材料費	7,232	2,812
	計	7,232	2,812
差引		1,255	1,143

## (5) その他事業

(単位：千円)

項 目		29年度	30年度
収益	加工収益	3,373	3,199
	農地利用集積円滑化事業収益	3,468	3,391
	直売所事業収益	25,133	24,189

	計	31,974	30,779
費用	加工費用	4	-
	農地利用集積円滑化事業費用	3,391	3,238
	直売所事業費用	2,749	2,897
	計	6,144	6,135
差引		25,830	24,644

#### 4. 営農指導事業取扱実績

(単位：千円)

項目		29年度	30年度
収入	指導補助金	1,824	2,074
	賦課金	5,116	5,064
	実費収入	304	311
	計	7,244	7,449
支出	営農改善費	3,700	3,702
	教育情報費	4,064	3,751
	計	7,764	7,453
差引		△520	△4

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	29年度	30年度	増減
総資産経常利益率	0.32	0.05	△0.27
資本経常利益率	2.69	0.49	△2.20
総資産当期純利益率	0.18	-	-
資本当期純利益率	1.51	-	-

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		29年度	30年度	増減
貯貸率	期末	24.7	25.3	0.6
	期中平均	25.5	26.2	0.7
貯証率	期末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	前期末	当期末
<b>《コア資本にかかる基礎項目》</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,234,450	1,069,616
うち、出資金及び資本準備金の額	427,203	430,494
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	817,176	640,661
うち、外部流出予定額 (△)	8,515	0
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	△1,413	△1,539
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,129	8,530
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,129	8,530
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	292	15,427
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,243,872	1,093,574
<b>《コア資本にかかる調整項目》</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,858	5,825
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,858	5,825
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,858	5,825

項 目	前期末	当期末	
<b>《自己資本》</b>			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	(ハ)	1,237,015	1,087,750
<b>《リスク・アセット等》</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	5,251,080	5,420,852	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 465,443	△117,473	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）			
うち、繰延税金資産			
うち、前払年金費用			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		△186,041	
うち、上記以外に該当するものの額	1,083	68,567	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	817,935	832,336	
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	6,069,016	6,253,189
<b>《自己資本比率》</b>			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.38	17.39	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	29年度			30年度		
	ポブ・ゾアの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	ポブ・ゾアの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	90,773	0	0	99,531	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け						
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際結成銀行向け						
我が国の地方公共団体向け	591,342	-	-	668,636	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け第一種金融商品取引業者向け	5,928,275	1,185,655	47,426	5,956,714	1,191,343	47,654
法人等向け	279,269	279,269	11,171	194,756	128,105	5,124

中小企業等向け及び個人向け	183,906	137,959	5,518	199,838	142,960	5,718
抵当権付住宅ローン	5,215	1,825	73	3,690	1,291	52
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	6,767	1,353	54	5,416	1,083	43
三月以上延滞等	29,413	44,119	1,765	26,292	39,439	1,578
信用保証協会等保証付	1,069,752	106,975	4,174	1,106,584	107,970	4,319
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	97,721	-	-	-	-	-
出資等	108,568	108,568	108,567	104,468	104,468	4,178
資本調達手段	1,083,507	2,708,769	108,351	1,083,506	2,708,765	108,351
特定項目のうち調整項目不算入	24,269	60,673	2,427	31,122	77,805	3,112
上記以外	202,191	197,983	7,919	203,500	202,346	8,094
固定資産・その他	1,029,576	1,029,576	41,183	832,752	832,752	33,310
経過措置によりリスク・アセットの額に算されるものの額	-	△538,956	△21,558	-	△117,474	△4,699
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	10,730,546	5,251,081	210,043	10,516,806	5,420,852	216,095

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	29年度		30年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	817,936	32,717	832,336	33,293
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	6,069,016	247,761	6,253,189	250,128

注1. 「リスク・アセット額」の欄には信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・リバティフの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社 格付投資情報センター(R&I)
株式会社 日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

#### ②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		29年度				三月以上延滞エクスポージャー	30年度				三月以上延滞エクスポージャー
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農業	13	4	-	-	-	15	9	-	-	-
	林業・水産業・製造業・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-
	電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	金融・保険業	5,951	248	-	-	-	5,813	124	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	日本政府・地公団体	29	29	-	-	-	75	75	-	-	-
	上記以外	1,137	663	-	-	-	1,110	733	-	-	-
	法人計	7,137	944	-	-	-	7,021	941	-	-	-
個人	1,504	1,007	-	-	-	1,469	1,088	-	-	-	
その他	2,089	0	-	-	-	2,027	0	-	-	-	

業種別残高計	10,730	1,951	-	-	-	10,517	2,029	-	-	-
1年以下	6,204	69	-	-	-	6,257	100	-	-	-
1年超3年以下	99	99	-	-	-	116	116	-	-	-
3年超5年以下	212	212	-	-	-	283	283	-	-	-
5年超7年以下	717	717	-	-	-	308	308	-	-	-
7年超10年以下	93	93	-	-	-	124	124	-	-	-
10年超	713	713	-	-	-	1,052	1,052	-	-	-
期限の定めのないもの	602	48	-	-	-	344	46	-	-	-
残存期間別残高計	8,641	1,951	-	-	-	8,490	2,029	-	-	-

当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため地域別の区分は省略しております。

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミット」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### ③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	8.2	9.1	0	8.2	9.1	9.1	8.5	0	9.1	8.5
個別貸倒引当金	15.8	15.8	0	15.8	15.8	15.8	18.3	0	15.8	18.3
合 計	24.0	24.9	0	24.0	24.9	24.9	26.8	0	24.9	26.8

### ④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	16	16	-	16	16	/	16	18	-	16	18	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	16	16	-	16	16	/	16	18	-	16	18	/
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業・水産業・製造業 ・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・ 水道業運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	16	16	-	16	16	/	16	18	-	16	18	/
業種別計	16	16	-	16	16	/	16	18	-	16	18	/

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		29年度			30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%, 2%, 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 0~10%	-	104	104	-	108	108
	リスク・ウェイト 10%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 20%	1,020	167	1,187	1,020	172	1,192
	リスク・ウェイト 35%	-	2	2	-	1	1
	リスク・ウェイト 50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	133	133	-	143	143
	リスク・ウェイト 100%	214	1,341	1,555	128	1,139	1,267
	リスク・ウェイト 150%	-	44	44	-	39	39
	リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	2,769	2,769	-	2,787	2,787
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計		1,234	4,560	5,794	1,148	4,389	5,537

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにワ・バ・ランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを

適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について被保証債権のリスク・ウェイトに代えて保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	29年度			30年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ*	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ*
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	50,000	-	-	50,000	-	-
中小企業等向け及び個人向け	250	-	-	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
上記以外	2,100	-	-	-	-	-
合 計	52,350	-	-	50,000	-	-

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかわるエクスポージャーのことで。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
その他の出資 (外部出資)	944,126	944,126	1,063,946	1,063,946
合計	944,126	944,126	1,063,946	1,063,946

### ③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

29年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 （単位：百万円）

	29年度	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		0
マンデート方式を適用するエクスポージャー		0
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		0
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		0
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		0

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制の下で他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減に方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、次月でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の手法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に1.0%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年（1日/365日）です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◆  $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示広告に基づく定量的開示の対象となる  $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII と大きく異なる点  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項 順		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	42			
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	0			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	42			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,075			

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号（平成 31 年 2 月 18 日付）の改正に基づき、2019 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法変更しており、開示初年度となることから当期分のみを開示しております。
- ・前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」はなしと計測されました。当数値については、旧アウトライナー基準に係るパーセンタイル値により計測したものであり、当期末の△EVE とは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 【役員等の報酬体系】

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	18,168千円	0千円

（注1）対象役員は、理事11名、監事3名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には使用人兼務役員2名の報酬等を含めております。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、平均報酬月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成29年度において対象職員等に該当するものはおりませんでした。

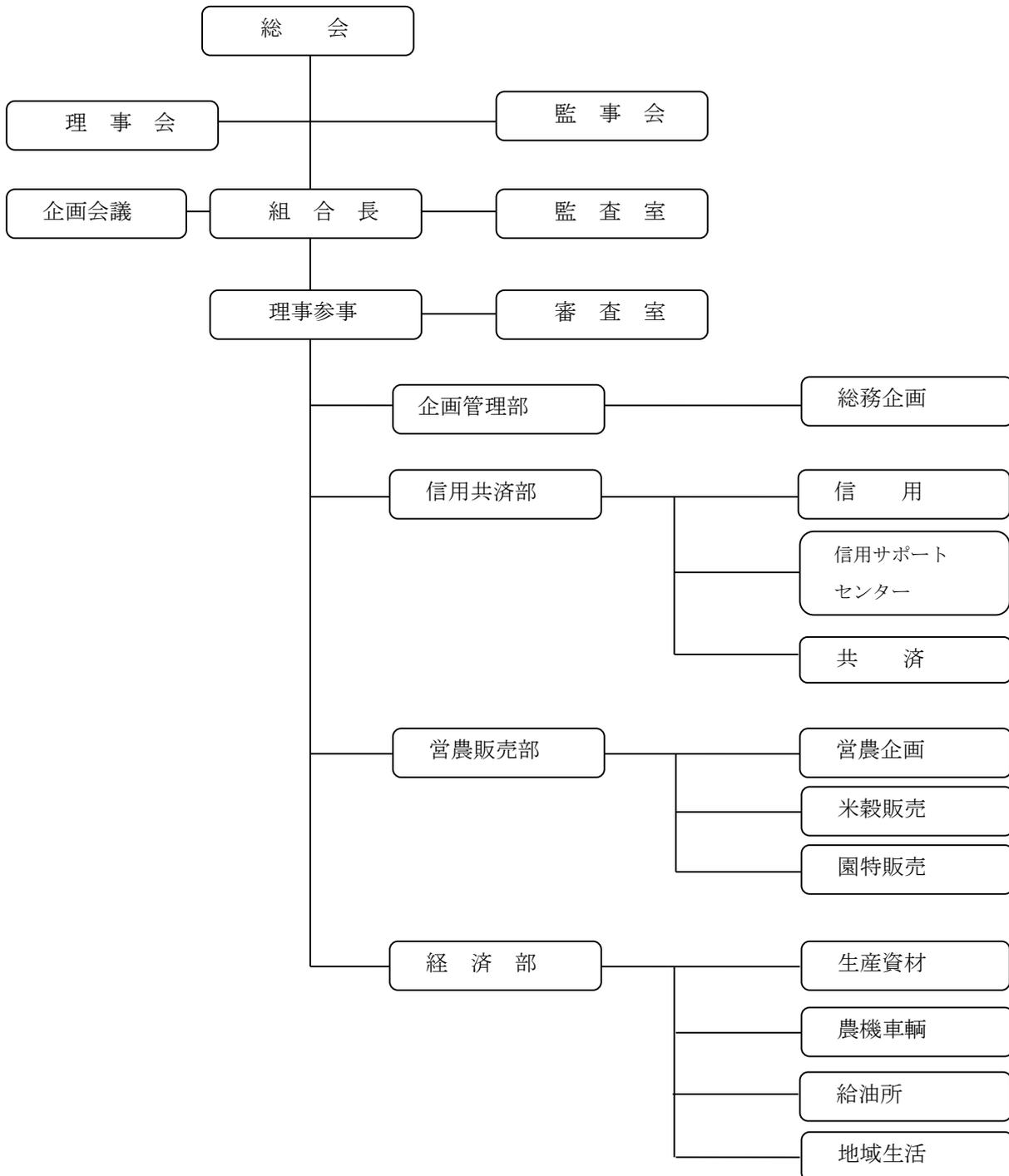
### 3. その他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

# 【JAの概要】

## 1. 組織機構図

(令和元年7月現在)



## 2. 役員構成【理事11名、監事3名】

(和元年7月1日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	五十嵐 良弥	副組合長	佐藤 比呂ム
理事	五十嵐 弘樹	理事	阿部 順子
理事	高橋 武	理事	佐藤 幸喜
理事	佐藤 俊一	理事	佐藤 良
理事	五十嵐 真理		
理事参事	佐藤 久則	理事信用共済部長	齋藤 伸
代表監事	五十嵐 武光	監事	高橋 敏一
員外監事	藤原 裕		

## 3. 組合員数

(単位：人、団体)

区分	平成29年度末	平成30年度末	増減
正組合員	753	737	△16
個人	750	734	△16
法人（農事組合法人）	3	3	-
准組合員	721	733	12
個人	679	692	13
農事組合法人	1	1	-
その他団体	41	40	△1
合計	1,474	1,470	△4

## 4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J Aそでうら青年部	36名	あさつき部会	54名
J Aそでうら女性部	95名	野菜部会	134名
J Aそでうらフレッシュミセス	25名	果樹部会	56名
袖浦生産組合長	6名	花き部会	63名
袖浦育苗組合	110名	袖浦青申会	87名
袖浦CE利用組合	120名	袖浦年金友の会	108名
袖浦園芸部会連絡協議会	全部会員	袖浦無人ヘリ利用組合	171名
メロン部会	127名	袖浦大豆生産組合	250名
いちご部会	52名	いちご畑直売組合	69名
アスパラガス部会	28名	袖浦認定農業者会	61名

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はおりません。

(令和元年7月1日現在)

## 6. 地区一覧

山形県酒田市

## 7. 沿革・あゆみ

年月日	事項
昭和23年3月21日	袖浦村農業協同組合設立総会
昭和23年6月5日	袖浦村農業協同組合設立認可
昭和30年7月6日	農協婦人部結成
昭和31年1月26日	農協青年部結成
昭和31年4月26日	名称を酒田市袖浦農業協同組合に改める
昭和40年7月7日	宮野浦支店が完成し業務開始
昭和53年11月8日	信用事業オンライン化スタート
昭和55年6月1日	年金友の会設立
昭和56年12月7日	宮野浦支店が現在地に移転し業務開始
昭和60年8月1日	ATMを旧Aコープそでうら店に新設し稼働開始

平成2年7月1日	ATMを本所・旧Aコープ錦町店に新設し稼働開始
平成13年12月1日	Aコープ錦町店のATMを現在の店舗へ移転し稼働開始
平成16年4月1日	ATMを宮野浦支店に新設し稼働開始
平成16年6月30日	ATM 旧Aコープそでうら店を廃止
平成17年5月6日	J A S T E Mシステム稼働開始
平成22年5月6日	新J A S T E Mシステム稼働開始
平成28年1月4日	農事組合法人 そでうらファーム設立登記
平成31年3月8日	宮野浦支店閉店し、信用業務は本所に統合

## 8. 店舗等のご案内

(令和元年7月現在)

店舗	住所	電話番号	ATM稼働状況
本 所	酒田市坂野辺新田字葉萱 112	0234-92-4750	1台
Aコープ錦町店 (店舗外)	酒田市坂野辺新田字古川 18-1	〃	1台
旧宮野浦支店 (店舗外)	酒田市緑ヶ丘 1丁目 3-7	〃	1台

### 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

### サービス一覧表

種 類	内 容
内国為替サービス	全国のどこの金融機関にも、お振込、ご送金、手形、小切手などのお取立てを行っております。
キャッシュサービス	J A キャッシュカードがあれば、全国の信連・農林中金をはじめ、都銀・地銀などの金融機関のATM・CDにより現金のお引きだし、残高照会のご利用がいただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金など、お客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気料・電話料・NHK放送受信料等は、普通貯金口座より、自動的にお支払いいたします。
クレジットサービス	お買い物・ご旅行などに際しては、お客様のサインひとつでご利用いただけます。

< 自己査定債務者区分 >

対象債権	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
	貸出金	その他の 債権	
破綻先			
実質破綻先			
破綻懸念先			
要注意 先	要管理先		
	その他要注意先		
正常先			

- 破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先  
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
  - i 3か月以上延滞債権  
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
  - ii 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件
- その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

< 金融再生法債権区分 >

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破産更正債権及びこれらに 準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権  
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

< リスク管理債権 >

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

- 破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

貸出金種目

別表1

1. 一般資金

【平成31年4月1日現在】

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証、その他	
手形貸付	定期貯金担保貸付金	必要とする一切の資金	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	定期貯金契約金額	満期日以内。かつ1年以内	当農協の定期貯金契約証書のみ
	定期積金担保貸付金	同上	同上	定期積金掛込金額	満期日以内。かつ1年以内	当農協の定期積金契約証書のみ
証書貸付	団体貸付金	事業運営上の必要資金	①農民が主たる構成員、または出資者となっている組合員である団体	2億9千万円	各種目による	農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、土地区画整理組合、農業生産法人、そでうらファーム、農信基保証
		事業運営上の必要資金	②地方公共団体が構成員もしくは出資者となっているか、またその基本財産の一部を出資している営利を目的としない法人 ③組合員の団体で上記①以外の団体	2億円	各種目による	農信基保証
		事業運営上の必要資金	④組合員以外の団体で上記②を除く団体	3,000万円	各種目による	農信基保証

2. 農協ローン

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他
統一ローンの種類 (別表2)による	同左	同左	同左	同左	同左

3. 要綱資金

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
証書貸付	山形の家づくり資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	貸付基準以内	貸付基準以内	当該要綱による
	山形県住宅リフォーム資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	貸付基準以内	貸付基準以内	当該要綱による
	酒田市住宅改善支援資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	貸付基準以内	貸付基準以内	当該要綱による

4. 制度資金

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
証書貸付	農業近代化資金	農業近代化助成法に基づく資金	農業近代化助成法に定める者	認定農業者個人 1,800万円	貸付基準以内	認定農業者の有無で融資率が異なる。詳細は農業近代化資金助成法の定めによる
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農地、施設・機械、加工・販売施設等の取得資金	認定農業者	認定農業者個人 1億5,000万円	貸付基準以内	担保徴求あり。認定農業者の法人可
	土地改良負担金償還平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による	同左	同左	土地改良区理事全員の保証、必要に応じ担保徴求
	農業改良転貸資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	認定農業者個人 1,800万円	貸付基準以内	農信基保証

5. 貸越

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
当座貸越	総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払額	総合口座契約者(個人)	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内、かつ200万円以内 極度額500万円	契約期間内	総合口座担保定期貯金利率+0.5%
	営農ローン	営農および生活に必要な資金	農業収入のある組合員	ただし、300万円超の場合年間販売額の70%以内	1年の自動更新	農信基保証
	カードローン(約定返済型)	生活に必要な一切の資金	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	極度額50万円	2年の自動更新	農信基保証、または保証機関の保証
	農業経営改善促進資金(新スーパーS)	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	認定農業者(法人含む)	個人500万円 法人2,000万円	1年の自動更新	農信基保証、認定農業者(1年毎更新手続が必要)
	アグリスーパー資金	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者(品目横断的経営安定対策加入)	品目横断経営安定対策交付金(過去生産実績)相当額	1年の自動更新	1年毎更新手続が必要、農信基保証

6. 債務保証

被保証先	保証形式	保証限度	保証期間	保証料率	保証その他
組合員、地区内に住所または勤務地のある方	保証書、手形保証、手形引受その他の方法とする	信用事業規程に定める信用供与限度内で、個別保証契約書に定める金額	35年以内		必要に応じ担保を徴求

7. 遅延損害金歩合 年14.5%

8. その他取扱資金

- 1. 農業改良にかかる資金
- 2. 農業経営体や認定農業者の育成にかかる資金
- 3. 新規就農者等、就農支援にかかる資金
- 4. 日本政策金融公庫等が取扱う資金

統一ローンの種類（別表2-1）

	住宅ローン			協同住宅ローン保証付住宅ローン		リフォームローン	賃貸住宅ローン
	一般型	100%応援型	借換応援型	新築・購入コース	借換コース	一般型	
貸付先	借付事業規程に定める者			借付事業規程に定める者	借付事業規程に定める者	借付事業規程に定める者	組合員で賃貸住宅用地（家族名義を含む）を所有している者
資金の使途	・住宅の新築・増改築資金 ・宅地の購入資金（5年以内に住宅を新築し、居住すること） ・住宅の購入資金（土地付住宅、分譲マンションを含む）	・住宅の新築・新築住宅の購入 ・中古住宅の購入 ・住宅の増改築	・住宅ローンの借換え	・住宅の新築・新築、中古住宅の購入 ・宅地の購入（2年以内に新築し、居住すること） ・住宅の増改築、改装、補修	・他金融機関からの住宅ローン借換 ・借換に伴う諸費用 ・借換に伴う増改築、改装、補修	・住宅の増改築、改装、補修資金 ・住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金	賃貸住宅（倉庫併用住宅）の建設、増改築及び補修に要する資金
貸付限度	<b>5,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 但し、次の事項を満たすこと。 ①所要資金の80%以内 ただし、第一順位の抵当権を設定する場合は所要資金の80%以内 なお、担保余力がある場合は所要資金の100%（担保価格）以内 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内 税込年収150万円以上250万円未満 30%以内 （ただし、正組合員以外は200万円以上とする） 税込年収250万円以上550万円未満 35%以内 税込年収550万円以上 40%以内	<b>5,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 但し、次の事項を満たすこと。 ①所要資金の100%以内 ただし、担保評価額+登記料+保証料+火災共済掛金+消費税を上限とする。 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内 税込年収350万円以上400万円未満 25%以内 税込年収400万円以上600万円未満 30%以内 税込年収600万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内	<b>5,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 但し、次の事項を満たすこと。 ①所要資金の100%以内 ただし、借換時の担保評価額の130%以内で既入金残高と諸費用の合算金額の範囲内 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内 税込年収350万円以上400万円未満 25%以内 税込年収400万円以上600万円未満 30%以内 税込年収600万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内	<b>5,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 ①所要額以内 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内。（保証条件ではない） 税込年収150万円以上400万円未満 30%以内 税込年収400万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内 ③特定月増額返済方式による返済元金総額は、貸付金額の50%以内（10万円単位）	<b>5,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 ①所要額以内 ただし、担保評価額の250%以内とする。 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内。（保証条件ではない） 税込年収150万円以上400万円未満 30%以内 税込年収400万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内 ③特定月増額返済方式による返済元金総額は、貸付金額の50%以内（10万円単位）	<b>1,000万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 ①所要資金以内 ②住宅ローン、リフォームローン（無担保住宅資金含む）の借入残高合計が前年度税込年収の6倍以内	<b>400万円</b> 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 但し、次の事項を満たすこと ①所要資金以内 ②年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ③担保価格の範囲内
貸付期間	3年以上35年以内（1年単位） 但し、据置期間を含む	3年以上35年以内（1年単位） 但し、据置期間を含む	3年以上32年以内（1カ月単位）。ただし、現在借入中の住宅ローンの残存期間内。	3年以上35年以内（1年単位） （据置期間を含む）	3年以上34年以内（1年単位） ただし、借入中の住宅ローンの残存期間内とする。 借入中の住宅ローンが借入から1年以上経過し過去最低1年間延滞がないこと。	1年以上15年以内	1年以上30年以内で 対象物件の法定耐用年数以内 但し、据置期間を含む
据置期間	1ヵ月以上6ヵ月以内	1ヵ月以上6ヵ月以内	据置設定不可。	1ヵ月以上12ヵ月以内	据置設定不可。		1ヵ月以上12ヵ月以内 （変動金利型は据置期間を設定しない）
貸付利率	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	変動金利型 年 2.725% 固定金利型 年 4.02% 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム変動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%
償還方法	・元利均等償還（毎月又は年2回償還方式） ・元利均等月賦償還+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還方式） ・元金均等償還（毎月又は年2回償還方式） ・元金均等月賦償還+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還方式）	同左	同左	・元利均等償還（毎月又は年2回償還方式） ・元利均等月賦+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還） ・元金均等償還（毎月又は年2回償還方式） ・元金均等月賦+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還）	・元利均等償還（毎月） ・元利均等月賦+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還） ・元金均等毎月償還（毎月） ・元金均等月賦+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還）	・元利均等償還（毎月又は年2回償還方式） ・元利均等月賦償還+半年賦併用（ $P+I$ 増額償還）	・元利均等月賦償還（毎月償還方式） ・元金均等償還（毎月償還方式）
貸付形式	証書貸付						
保証	農借基の保証	農借基の保証、	農借基の保証、	協同住宅ローン保証	協同住宅ローン保証	農借基の保証、保証機関の保証	農借基の保証
農借基の保証利率	正・准 0.12%・0.15%・0.20%・0.25%・0.30%	正・准 0.15%・0.20%・0.25%・0.30%・0.35%	正・准 0.12%・0.15%・0.20%・0.25%・0.30%	・一般型：0.10%・0.12%・0.15%・0.20% ・100%応援型：0.12%・0.15%・0.22%・0.30%	・0.12%・0.15%・0.20%	正・准0.33%	正・准0.23%
民間保証会社の保証利率							
担保	原則として以下の ・融資対象物件・敷地に抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に質権設定 ・団体借入生命共済加入	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体借入生命共済加入	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体借入生命共済加入	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体借入生命共済加入	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体借入生命共済加入	・団体借入生命共済加入	原則として以下の ・融資対象物件・敷地に抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に質権設定
セット許容							
農借基保証融資条件	農業信用基金協会が定める保証要件による					農業信用基金協会が定める保証要件による	
協同住宅ローン保証融資条件	協同住宅ローン保証が定める保証要件による						

統一ローンの種類 (別表2-2)

	教育ローン	マイカーローン	フリーローン	カード切替ローン
貸付先	信用事業規程に定める者で 高校以上の進学者を有する者	信用事業規程に定める者で 自動車を購入する者	信用事業規程に定める者	カードローン(保証機関) の契約者
資金の使途	進学者の入学金、授業料、学費及び アパート家賃等、進学に要する一切の資金	乗用車・バイクの取得資金 点検・修理・車検・保険掛金等 諸費用(営業用自動車は除く)	貸付先が必要とする一切の資金 但し、負債整理の資金及び経済未収金の 期代り資金、営業・事業資金を除く	証書切替に必要な資金
貸付限度 (注1)	10万円以上1,000万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)	10万円以上1,000万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)	10万円以上300万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)	カードローンの極度額または貸越 残高のいずれか少ない金額 (1万円単位)
貸付期間	6ヵ月以上15年以内 在学期間+9年以内(据置期間含む)	6ヶ月以上10年以内	6ヶ月以上5年以内 但し、JA住宅ローン利用者で過去に 事故のない場合 6ヶ月以上7年以内	6ヵ月以上5年以内 オリコ保証・ニコス保証の場合 30万円以下:6ヶ月以上3年以内 30万円超:6ヶ月以上5年以内
据置期間	在学期間+6ヵ月以内			設定しない
貸付利率	変動金利型 年 1.85% 固定金利型 年 2.40%	変動金利型 年 1.70% 固定金利型 年 2.30%	変動金利型 年 3.00%	固定金利型 年 6.50% 被切替カードローンの保証料差引後の金利
償還方法	・元利均等償還(毎月又は年2回償還方式) ・元利均等月賦償還+半年賦併用 (ボーナス増額償還方式)	同左	同左	・元利均等償還(毎月返済) ・元利均等償還(毎月返済+特定月増額) ・元利均等償還(年6回返済)
貸付形式	証書貸付			
保証	農信基の保証	農信基の保証	農信基の保証	保証機関の保証
農信基の保証利率	正・准0.5%	正・准0.5%	正0.5%・准1.0%	正0.5%・准1.0%
担保	原則として徴しない	原則として徴しない	徴しない	原則として徴しない
セット貯金				総合口座または普通貯金
農信基保証融資条件	保証機関が定める保証要件による			

(注) 1 本ローン貸付額、既往のフリー、マイカー、購買、教育、カード(極度額)の各ローン残高、農協内その他無担保借入金(リフォームおよび農信基または保証センター保証付の無担保住宅資金を除く)および他金融機関の無担保借入金の合計が前年度税込年収の100%以内、かつ500万円以内。

民間保証によるローンの種類 (別表2-3)

	教育ローン (ジャックス保証)	マイカーローン (ジャックス保証)	新フリーローン (ジャックス保証)
貸付先	信用事業規程に定める者で 幼稚園以上の進学者を有する者	信用事業規程に定める者で 自動車を購入する者	信用事業規程に定める者
資金の使途	進学者の入学金、授業料、学費及び アパート家賃等、進学に要する一切の資金 (仕送り資金含む・仕送り資金のみは不可)	乗用車・バイク等の取得資金 点検・修理・車検・保険掛金等 諸費用(営業用自動車は除く)	貸付先が必要とする一切の資金 但し、事業性資金、借入返済資金は除く
貸付限度 (注1)	10万円以上700万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円) 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は 1,000万円以内	10万円以上500万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)	10万円以上300万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)
貸付期間	6ヵ月以上15年以内(据置期間含む)	6ヶ月以上8年以内	6ヶ月以上8年以内
据置期間	①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヵ月間以内 元金据置対象資金:短次、大学、大学院 への入学・在学に必要な資金		
貸付利率	固定金利型 年 2.0%	固定金利型 年 2.0%	固定金利型 年 2.8%
償還方法	・元利均等償還(毎月) ・元利均等月賦償還+半年賦併用 (ボーナス増額償還方式)	同左	同左
貸付形式	証書貸付		
保証	ジャックスの保証	ジャックスの保証	ジャックスの保証
保証利率	年 1.0%	年 0.95%・年 1.30%	年 2.5%・年 2.0%
担保	徴しない	徴しない	徴しない
セット貯金			
保証融資条件	保証機関が定める保証要件による		

(注) 1 本ローン貸付額、既往のフリー、マイカー、購買、教育、カード(極度額)の各ローン残高、農協内その他無担保借入金(リフォームおよび保証センター保証付の無担保住宅資金を除く)および他金融機関の無担保借入金の合計が前年度税込年収の100%以内、かつ500万円以内。